○農林水産省告示第八百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市駒立町字アマヤケ六六の一〇、六六の一一、六七の六、六八の七、六八の八、七一の一九から七一の二二、六七の一・六八の一・七一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、丹坂町字尾古根四の八、四の九、一二の三、一九の一〇、一九の一二、一九の一三、九九の三、八の五・九八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字野間八二の二〇、八二の二四、八二の三二、八二の三三、八八の八・八八の九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八八の一一、恵田町字三月ヶ入七一の六（次の図に示す部分に限る。）、七一の一五、七二の一、七二の六、八七の九、八七の一六、額田郡幸田町大字芦谷字大入二八の六・二八の七・三三の三・三三の四・字坂ヶ入五の一（以上五筆国有林）、豊田市藤岡飯野町池下一〇八四の三、一〇八四の二三、一〇八四の一九・一〇八四の二二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県みよし市黒笹町小持松一一二三の一〇（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及びみよし市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市岩中町字谷下二の三、三の二、四の二、五の五

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市岩中町字谷下五の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第八百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市矢並町法沢七一二の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　公園用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市茅原沢町字家下二の三、五の三、六の五、六の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県鹿足郡吉賀町柿木村福川一五四六の三一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字下慶恩二八一八の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県小県郡長和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県庁及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県赤磐市西窪田字上ノ前六〇八の一三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　放送設備用地とするため

○農林水産省告示第八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県苫田郡鏡野町羽出字仲間左平一八五六の八

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県志摩市磯部町坂崎字浅野五の三五・五の三六・五の四三から五の五〇まで（以上十筆国有林）、五の三七（国有林。次の図に示す部分に限る。）、磯部町穴川字松振一二〇二の六〇・一二〇二の一二七・一二〇二の一三三・一二〇二の一四三・一二〇二の一四四（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一二〇二の一二九（国有林）、一二〇二の一四五、磯部町坂崎字浅野五の五一、五の五二、五の五四、五の五六、五の五三・五の五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び志摩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年五月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県幡多郡大月町古満目字春日山三三四の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅